

平成 18 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社コロワイド
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺順寛
(コード番号 7616 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 野尻公平
(連絡先電話番号 045-312-5970)

臨時株主総会招集に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 13 日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等

平成 18 年 3 月 14 日(火)に開催予定の臨時株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成 18 年 1 月 31 日(火)を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

基 準 日：平成 18 年 1 月 31 日(火)

公告予定日：平成 18 年 1 月 15 日(日)

公告掲載紙：日本経済新聞

2. 臨時株主総会に係わる定款変更議案の内容について

(1) 目的

当社株の流動性向上及び将来の事業資金調達に備えるための施策の一環として、授権株式数の変更及び種類株式の発行を可能とするための規定の新設を行うものであります。

なお、定款変更の概要は、以下のとおりを予定しております(第 2 回優先株式又は劣後株式いずれについても上場の予定はありません。)

(2) 授権株式数

現行定款：50,000,000 株

うち普通株式 49,999,970 株

優先株式 30 株

変 更 案：113,000,000 株

うち普通株式 112,999,870 株

優先株式 30 株

第 2 回優先株式 50 株

第 1 回劣後株式 50 株

下線は変更箇所です。

(ご参考)

・平成17年12月31日現在の発行済株式総数	28,421,002株	〔うち普通株式 28,420,972株 優先株式 30株〕
・株式分割による増加株式数(予定)	14,210,486株	〔うち普通株式 14,210,486株〕
・株式分割後の発行済株式総数(予定)	42,631,488株	〔うち普通株式 42,631,458株 優先株式 30株〕

(本日公表しました『株式の分割(無償交付)に関するお知らせ』をご参照ください。)

(3) 優先株式

新株の種類	: 株式会社コロワイド第2回優先株式(以下「第2回優先株式」という。)
授權株式数	: 第2回優先株式50株
優先配当金	: 普通株式に優先し、第1回優先株式に劣後する。
(a) 優先配当金の額	: 平成23年3月31日までの営業年度に係る利益配当について 第2回優先配当金 = 100,000,000円 × 1.5% 平成23年4月1日以降の営業年度に係る利益配当について 第2回優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.5%)
(b) 優先中間配当金の額	: 第2回優先配当金の2分の1
(c) 累積条項	: 第2回優先配当金の不足額は翌営業年度以降に累積する。
(d) 非参加条項	: 第2回優先配当金を超えて配当はしない。
残余財産の分配	: 第2回優先株式1株につき100,000,000円及び第2回累積未払優先配当金相当額
買受け	: 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買い受けることができる。
議決権	: 第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
分割又は併合	: 当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
買取請求	: 第2回優先株主は、平成23年4月1日以降いつでも、第2回優先株式1株につき100,000,000円に買取りの効力発生日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、第2回優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。 買取請求は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額(他の種類の株式の買取金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。
強制買取	: 当社は、いつでも、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制買取日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を強制買取価額として、第2回優先株式の全部又は一部を強制的に買い取ることができる。 強制買取は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額(他の種類の株式の買取金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。
優先順位	: 第2回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払順位は、第1回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払いに劣後する。
転換予約権	: なし

強 制 転 換 : なし

(4) 劣後株式

- 新 株 の 種 類 : 株式会社コロワイド第1回劣後株式(以下「第1回劣後株式」という。)
- 授 権 株 式 数 : 第1回劣後株式 50 株
- 劣 後 配 当 金 :
- (a) 劣後配当金の額 : 普通株主に対する利益配当金が1株につき年5円(中間配当を含む。)(以下「基準配当金額」という。)に満たない場合、第1回劣後株主に対する利益配当金は、これを支払わない。普通株主に対して基準配当金額以上の金額の利益配当金を支払う場合、普通株主に対する基準配当金額の超過額の支払いに先立ち、第1回劣後株主に対して、第1回劣後株式1株につき以下の算式に従い計算される金額を支払う。
第1回劣後配当金 = 100,000,000円 × 1.5%
- (b) 累 積 条 項 : 第1回劣後配当金の不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 非 参 加 条 項 : 第1回劣後配当金を超えて配当はしない。
- (d) 基 準 配 当 金 額 : 当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、
の 調 整 調 整 後 基 準 配 当 金 額 = 調 整 前 基 準 配 当 金 額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$
- 買 受 け : 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第1回劣後株式のみを買い受けることができる。
- 議 決 権 : 第1回劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 分 割 又 は 併 合 : 当社は、第1回劣後株式について株式の分割又は併合を行わない。
- 買 取 請 求 : 第1回劣後株主は、いつでも、第1回劣後株式1株につき、100,000,000円に買取りの効力発生日現在における第1回日割未払劣後配当金相当額を加えた額を買取価額として、第1回劣後株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
買取請求は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額(他の種類の株式の買取金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。
- 強 制 買 取 : 当社は、いつでも、第1回劣後株式1株につき、100,000,000円に強制買取日現在における第1回日割未払劣後配当金相当額を加えた額を強制買取価額として、第1回劣後株式の全部又は一部を強制的に買い取ることができる。
強制買取は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額(他の種類の株式の買取金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。
- 転 換 予 約 権 : あり
(詳細については第1回劣後株式の発行に関する取締役会決議により決定します。)
- (a) 転 換 価 額 : 発行時の時価を予定しております。
- (b) 転換価額の調整 : マーケットプライス方式による調整を予定しております。
- (c) 転換価額の修正 : なし
- 強 制 転 換 : なし

以上